

行政視察報告

(文教福祉委員会)

<視察目的>

●少子化、高齢化および若者の人口流出に歯止めがかからない本市においては、働き手や担い手不足が大きな課題となっている。住民への魅力的な場所の提供はもちろんのこと、こうした地域課題解決に向け、図書館が継続的なサードプレイスとして生まれ変わり、存続するための要素、果たすべき役割とはどのようなものなのか、今後検討していかなければならない。そこで「図書館」でありながら「生涯学習支援」「市民活動支援」「青少年活動支援」といった機能を併せ持ち、住民はもちろん武蔵野市内外から評価の高い「ひと・まち・情報創造館 武蔵野プレイス」の魅力について伺う。

●本市においては、少子化あるいは人口の地域偏在化、校舎等の老朽化などにより教育環境にも様々な課題が生じており、それに伴い学校再編の検討を行っている。この検討においては、小中一貫教育も含めて勘案しなければならないと考える。そこで三鷹市におけるコミュニティスクールとそれを基盤とした小中一貫教育について伺う。

●本市はラムサール条約湿地である中海圏域にある。地球環境にやさしく、持続可能な地域づくりは重要な課題のひとつであり、ごみのポイ捨てや飼い犬等のフンの放置防止など身近なところから取り組む必要がある。良好な生活環境を保持し清潔で快適なまちづくりをめざすためにも、市、事業者、市民等の責務を明らかにし、飲料容器や吸い殻等の散乱の防止や飼い犬等によるフン害の防止について市民の自覚を促し、環境に対する意識の醸成を図る条例の制定も検討していかなければならない。そこで「清瀬市まちを美しくする条例」について伺う。

<視察概要一覧>

視察月日	視察先	視察施設	視察内容
7月18日	東京都 武蔵野市	武蔵野プレイス	武蔵野プレイスについて
7月19日	東京都 三鷹市	三鷹市役所	コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育について
7月20日	東京都 清瀬市	清瀬市役所	ごみのポイ捨て条例（清瀬市まちを美しくする条例）について

<視察概要報告>

1. 東京都武蔵野市

◆市勢

*市制施行 昭和22年11月3日

*人口 148,214人

*世帯数 78,821世帯

*面積 10.98km²

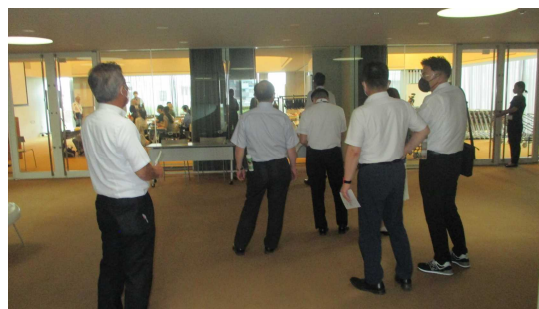
◆対応部署

公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団

◆説明概要

1. 武蔵野市の位置（概要）
2. 武蔵野プレイスの概要
3. 新しいタイプの公共施設⇒複合機能施設
4. 一体的管理・運営
5. 各機能の取り組みの基本的な考え方
6. 武蔵野プレイスの3つのミッション
7. 館内構成
8. 来館者、運営経費、武蔵野市立図書館の概要、近隣市の市立図書館との比較について

《武蔵野プレイス》



◆考察

○飯橋 由久委員長

「武蔵野プレイス」は、図書館、生涯学習センター、市民活動センター、青少年センターなどが複合的に融合する施設である。視察では、担当者より施設のつくりやコンセプトだけでなく、整備に至る経緯や手法、実際の運用など細やかに説明を受けた。公共施設マネジメント実施計画に基づいて、今施設が図書館を中心に、他の複合機能も兼ねそろえた、子どもからお年寄りまでが「集える場所」として、多くの人々が利用しているとのこと。子どもからお年寄りまでが「集える場所」を作ることは街の活性化に繋がるという良いお手本を見させていただき、大変参考になった。

○湯浅 正志副委員長

武蔵野市に所在する武蔵野プレイスは、人口15万人弱にも関わらず昨年の年間来館者数は144万人と人口の約10倍が訪れる複合機能を持つ公共施設であり、公共施設にも関わらず何故これだけの来館者が訪れるのか視察を行った。

この施設には図書館、生涯学習センター、市民活動センター、青少年センター等といった人々が集い、交流ができる場として複数の機能を積極的に融合させ、地域社会の活性化を深められる活動支援型の公共施設となっており、一つの建物の中で複数の機能のメリットを最大限に生かす新しいタイプの公共施設となっている。中でも、青少年活動施設では視察時間帯にも関わらず、多くの人たちが利用していたことに驚きを感じた。また、滞在型図書館を目指すことから、カフェの併設をはじめとする読書、学習をするスペースも充実し、利用者が多いことがうなずける。そのうえ、個人が自由な発想で利用できる書斎的スペースのワーキングデスクも完備されていた。

立地的に駅前という利便性は安来市とはかなり相違はあるものの、固定的なサービスを提供する従来型の公共施設の枠組みを超えた新しい発想での施設の考え方が、安来市でも望ましく考える。

○佐々木 厚子委員

～ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス～この名称で多くの市民の方たちに親しまれている武蔵野プレイス。この施設は、図書館、生涯学習センター、市民活動センター、青少年センター等といったこれまでの公共施設の類型を超えて、複数の機能を積極的に融合させて、それぞれが持っている情報を共有、交換しながら知的な創造や交流を生み出し、地域社会の活性化を深められるような活動支援型の公共施設を目指されているとのこと。場所も駅前という利便性の高いところにあり、年齢も目的も異なる多くの市民の皆さまにとっても愛されている施設である感じました。視察当日も平日であるにもかかわらず、多くの市民の皆さま方が利用されていました。

武蔵野市は面積が約11km²、人口が約15万人で、生活の利便性がとても高いと感じます。このようななかでこの施設は市内のどこからでも気軽に行くことができ、市民の皆さまが喜んで利用されているように今ではなくてはならない施設であると思いますし、武蔵野市にとってもふさわしい施設であると思いました。

安来市は現在、分庁方式のなか、旧広瀬町には図書館もなく、分庁舎も耐震化がなされていない老朽化の激しい施設です。中央交流センターも同じであります。広瀬の

まちづくりにおいて、武蔵野市とは面積や人口は全く違うものの、建設目的など、今後複合型の施設を建設するに当たっては参考になるものと思いました。

○三島 静夫委員

この施設は図書館を中心に4つの機能を備えた施設であった。ここを指定管理する公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団はほかに武蔵野吉祥寺図書館を指定管理しているが、蔵書の棲み分けを行い、利用される市民のニーズに合わせた冊子の購読を行っていることは安来市の3つの図書館の特色を生かすことに繋がり、より多くの市民の活用の場になるのではと考えさせられた。

青少年活動での10代限定のスペースづくりには多くの若者が集いそれぞれの活動を送っていたことに目を見張った。彼らの武蔵野プレイスへの思いも綴られており、職員さんの活動を含めこの空間の意義を実感した。

また、市民活動では、NPO法人などの市民団体の活動状況をまとめた資料が公開され、気軽に市民活動へ参加できる体制になっていたことも、今後安来市に取り入れたい取り組みであった。

○原瀬 清正委員

東京都武蔵野市は面積10,98km²で本市の約1/40、人口は本市より約4倍の14万8,278人、東京23区の隣に位置していることから生活の利便性が高い自治体である。

今回は武蔵野市に設置されている図書館機能・生涯学習支援機能・市民活動機能・青少年活動支援機能を併せ持った「武蔵野プレイス」を訪問させていただいた。

建物は地下2階から4階まであり、床延べ面積は19,014m²で近隣市の市立図書館と比較しても三鷹市、西東京市の約3倍とかなり広く、来館者も2022年度実績で144万450人と大変多くの方々が利用されていることが説明いただいて分かった。立地もJ駅駅前であることから市外の方の来館も多くあるようで、訪問当日も平日であったにもかかわらず多くの方が利用に訪れておられた。利便性の良い場所というのも当然、利用者からすれば行く行かないを決めるポイントになるが、入館してまず思ったのはカフェもありオシャレであることと明るくて開放感があること、施設の目的でもある老若男女問わず幅広い層に活用されていること、貸出図書も殆ど傷みがなくきれいに取り扱いされていることが印象的であった。

本市でも幅広い年代で利用できる多目的な場所づくりを進めることでデジタル化やコロナ感染症の影響によるコミュニティからの遊離した状況から脱却できるのではないかと感じた。また、公共施設が利便性の良い場所に設置されるかどうかということが改めて重要なポイントになるものと感じた。

○清水 保生委員

武蔵野市の人口は148,278人（令和5.6.1）、面積は10,98km²である。

2011年7月に開館した、武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイスを核とした各種事業の概要について説明を受けた。

武蔵野プレイスは、地上4階、地下3階、延床面積9,809.76㎡の施設であり、図書館、市民活動支援、青少年活動支援、生涯学習支援の機能を有した新しいタイプの公共複合施設である。市からの指定管理により、公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団が管理運営を行っており、年間来館者数は144万人（2022年度）である。

これまでの公共施設の類型を超えて、複数の機能を積極的に融合させ、図書や活動を通して、人とひとが出会い、それぞれが持っている情報（知識や経験）を共有・交換しながら、知的な創造や交流を生み出し、地域社会（まち）の活性化を求められるような活動支援型の公共施設を目指している。

各機能の取組の基本的な考え方は次の通りである。

①図書館機能 施設の基幹機能として他の機能との連携を図り、さまざまなライフステージの対応した滞在型図書館を目指す。

B2F アート&ティーンズライブラリー、B1F メインライブラリー

1F マガジンラウンジ、2F おはなしのへや・児童図書・テーマライブラリ

②生涯学習支援機能 市民相互の連携を促し、地域の教育機関、企業、施設と連携した、柔軟な生涯学習事業を実施する。

1F ギャラリー、カフェ・総合カウンター、3F スタディコーナー（無料）

4F フォーラム、ワーキングデスク（有料）

③市民活動支援機能 市民活動団体が互いの立場や考え方を尊重しながら交流する、開かれたネットワークを支援する。

3F 市民活動エリア

④青少年活動支援機能 青少年の情報交換の場、市民活動、情報・文化活動、社会参加への足がかりをつくる。

B2F スタジオラウンジ、オープン・サウンド・パフォーマンススタジオ（一部有料）

視察当日は平日にもかかわらず、老若男女問わず多くの来館者で賑わっていた。駅前という利便性の高い場所を有効活用し、多様なニーズに対応できている。

今後計画のある、広瀬のまちづくりには参考となる視察であった。

2. 東京都三鷹市

◆市勢

*市制施行 昭和25年11月3日

*人口 190,279人

*世帯数 96,869世帯

*面積 16.42km²

◆対応部署

教育委員会事務局

教育部 教育政策推進室

◆説明概要

1. 三鷹市の概要
2. 導入経緯
3. コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育
4. 教育委員会による伴走支援
5. 進行中の取組

《三鷹市役所》



◆考察

○飯橋 由久委員長

コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みである。

三鷹市ではこのコミュニティ・スクールの仕組みを使い、全ての学校に法的な権限と責任を有する「学校運営協議会」を設置することにより、市民による学校運営への参画、教育活動への支援等をはじめ、さまざまなコミュニティ・スクールとしての取組を実践している。

特筆すべきは、市内のすべての小中学校を校区ごとに分けて、義務教育9年間の児童・生徒の健やかな成長・発達、「人間力」「社会力」の育成をめざし、学校・家庭・地域がそれぞれ当事者意識をもち「ともに」手を携えて教育にあたるシステムを構築していることである。

現在安来市も小中学校適正配置について検討中であるが、地域性もあることなので一概に導入をというわけにはいかないが、非常に興味を引く内容であった。

○湯浅 正志副委員長

安来市では「小中学校適正配置」について検討されている。基本方針の中で「学校運営協議会（コミュニティースクール）の設置が必要」と明記されているが、現在安来市では学校評議員会、教育後援会は存在しているものの、その実態は理解出来ないことから「コミュニティースクールを基盤とした小中一貫教育を10年以上実践されている三鷹市を視察する。

三鷹市は三鷹型の小中一貫型教育と称し、義務教育9年間を連続性と系統性のある学習を保障することを目標に、安来市で例えると中学校単位での枠組みを学園と位置付け、一貫校とし兼務発令・相互乗り入れ授業を行い一体感のある教育を推進している。そして、この一貫教育の礎となっているのが学園単位の「コミュニティースクール委員会」であり、学校運営への参画・教育活動への支援をはじめ、さまざまな取り組みを通して学校・家庭・地域がそれぞれ当事者意識をもち協働して地域の力を学校教育の充実に生かし、併せて地域の活性化に結び付けていた。

この委員会の最も重要な視点として、『コミュニティースクール委員（学校運営協議会委員）は「教育の当事者」であり、学校の「イコールパートナー」であり、校長の「辛口の友人」である。』

とあり、安来市も設置が必要となれば委員の皆さんがこの視点を持ち組織運営を行わなければならないと思う。

○佐々木 厚子委員

三鷹市はコミュニティースクールを基盤とした小中一貫教育を平成21年から全市で展開されています。

小、中学校の名前はそのまま、7つの中学校と2～3つの小学校が一緒になり、小中一貫校となり〇〇学園として運営されています。このコミュニティースクールの意義として、校長がリーダーシップとマネジメント能力を発揮して学校経営を行う。保

護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する。このことにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組む。“地域の力を結集し、子どもを通わせたい学園、学校を協働してつくとともに素晴らしい理念であると思いました。

そして、学校・家庭・地域が「ともに」手を携え、地域の子どものための教育に当たるシステムを構築されています。

現在安来市は、ようやく学校適正配置について審議会が立ち上がり、議論が始まりました。地域における学校のあり方、一人一人に対する教育のあり方など多くの課題があります。これから少子化が進んでいく状況のなか、安来市にとって学校とは？教育とは？どうあるべきかと慎重に議論していく時がきていると思います。学校・家庭・地域が「ともに」手を携え、地域の子どものための教育に携わっていくというこの三鷹市の考え方は今後の安来市にとって大いに参考になるものと思います。

○三島 静夫委員

コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育においては地域と連携したふるさと教育、地域講師の活用がスムーズに行えることの利点が非常に高く感じられた。

安来市においては、小学校では近隣に地域交流センターがあり地域間連携がとりやすいが、中学校になると難しくなる状況であり、地域支援サポーターの配置等しているが今だ改善に至っていないのが現状であり、小中一貫の利点を感じる事が出来た。

また、三鷹市はスクール・コミュニティとして地域による学校活用を目指しておられるが、学校管理の観点から課題が山積しておられるようであるが、今後公共施設総合管理計画を考えるに市民活動と学校管理の連携の体制が確立されれば、大変有意義な公共施設運営ができることとなり、三鷹市の今後の取り組みを注視し本市の施策に反映させて頂ければと考える。

○原瀬 清正委員

東京都三鷹市は、面積16.5㎢で本市の約1/25、人口は本市より約5倍の19万人、武蔵野市同様に東京23区の隣に位置し、緑と水の公園都市にふさわしい自然環境にも恵まれており、井の頭公園、国立天文台、世界的にも有名なスタジオジブリの作品も展示してある三鷹の森ジブリ美術館もある。今回、平成18年に開始されたコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育（市立小・中一貫教育校は7学園、小学校15校、中学校7校で昨年5月の児童・生徒数は13,025人）の先進地として訪問し、その取り組み状況などについてご説明いただいた。コミュニティ・スクールを校長の学校経営と保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することで学校・家庭・地域社会が一体となり、よりよい教育の実現に取り組むことで子どもを通わせたい学園・学校を協働して作るの考え方に基づき、各学園にコミュニティ・スクール委員会が設置され委員は校長を含め30名以内で構成、月1回の全体会と月1～2回の部会（支援部、広報部、評価部）が開催されて出席率は高く8～9割が出席とのことであった。一貫教育の特徴的な部分としては中学校区内の小学校における教科担任制の実施と中学校区内の小学校2校による6年生の交

流会を実施することで「中一ギャップ」の解消にも繋がる対策を実施しておられた。また、進行中の取組みも紹介いただき地域の共有地としての学校を目指して学校施設の機能転換による「学校3部制」に向けて進めるとのことであった。

本市でも小・中学校の適正化に向けた動きが進みつつあるが将来、子どもたちのためにどのようにすべきかを一番に考え、保護者と地域の方々の理解と協力を得て安来の新たな学校教育の形を創っていくための協力と意見提起をしていくことの重要性を改めて感じた。

○清水 保生委員

三鷹市の人口は約19万人、面積は16.50km²である。

コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育の導入経緯、現在の取組状況等について説明を受けた。

三鷹市は以前から地域コミュニティを基盤とした行政運営が行われており、昭和49年には、全国初のコミュニティ・センターとして大沢コミュニティ・センターが完成し、昭和50年代において、7つのコミュニティ住区に住民協議会、コミュニティ・センターが誕生した。

平成11年に三鷹市立第四小学校における「夢育の学び舎」構想の実践、平成16年には学校運営協議会制度の創設、平成17年に小中一貫教育構想に関する基本方針を策定、平成18年にはコミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育校「にしみたか学園」を開設した。そして平成21年には全7学園22校（小学校15校、中学校7校）がコミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育校となった。

三鷹市の学校教育の理念では、質の高い教育をどの学校においても保証し、地域全体で「共に」子どもを育てるとし、三鷹市自治基本条例では学校を核としたコミュニティづくりを推進している。

コミュニティスクールの意義は、校長がリーダーシップとマネジメント能力を発揮して学校経営を行い、保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ適格に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことである。

令和4年5月現在、全国の学校のうち、42.9%が、学校運営協議会を設置したコミュニティスクールを導入している。

学園内にはコミュニティスクール委員会が設置され、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するほか、学校運営や教職員の任用について、教育委員会や校長に意見を述べるができるようになっている。

委員は30名以内で、保護者、地域協力者、学識経験者、住民協議会、地域健全育成団体等から校長が推薦し、教育委員会が任命する。

コミュニティスクール委員会には三つの部会があり、月に1～2回会合が持たれている。

支援部では学校教育の教育活動への保護者・地域人材の積極的な参画促進に関する活動、広報部ではコミュニティスクールの目的、組織、活動等を保護者、地域に広く周知する活動、評価部では学園評価アンケートの結果を分析・検証し、成果と課題を明確にして次年度の教育活動改善に生かす活動などがされている。

また、学校と地域のつなぎ役として、各学園にスクール・コミュニティ推進員を配置している。推進員の役割は学校支援ボランティアの育成・発掘・確保、コミュニティスクール委員会の支援に関する部会との連絡調整などである。

三鷹市は7つの学園が地理的にも、人口的にも均衡しており、コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育の導入に大きな抵抗感が無かったと思われる。

参考になる点はいくつもあったが、安来市に置き換えて考えてみると、安来市は中学校区域での格差がかなり有り、全域での取り組みは難しい面があると感じた。

今後議論される、小中学校適正配置に際しては、参考となる点もあると感じた。

3. 東京都清瀬市

◆市勢

*市制施行 昭和45年10月1日

*人口 74,640人

*世帯数 36,875世帯

*面積 10.23km²

◆対応部署

市民環境部環境課

◆説明概要

1. 清瀬市の概要
2. 清瀬市まちを美しくする条例の制定
3. 清瀬市まち美化推進協議会
4. 新たな施策「清瀬市まち美化プログラム」

《清瀬市役所》



◆考察

○飯橋 由久委員長

清瀬市では、平成10年に「清瀬市まちを美しくする条例」を制定し、特にゴミに関して細かな取り決めを行い、現在に至っている。

この条例に基づいて、「まちづくり委員会」を設置している。この委員会を設置することで、市民提案ができ、常に条例に加えられ変化しているのである。

提案型を取り入れることで、こういったことができれば「市民サービスの向上」、「市民福祉の充実」、「経費の削減」などにつながるといった、市民が考える市政へのアイデアを募集することで、市民にも参加することを促している。

まさに行政と市民が一体となった条例である。

本市においても、空き家が目立ち、そこにごみのポイ捨て等が見られるようになり、衛生上、防犯上においても問題となっている。

本市でも清瀬市のように、ごみのポイ捨て条例のようなものを作る時期に来たのではないかと感じた。

○湯浅 正志副委員長

安来市では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による不法投棄については監視を行っているが、今も無くならないタバコ・飲料水の容器・犬の糞等のポイ捨てを禁止する条例が無いことから、ポイ捨てを禁止するために「まちを美しくする条例」を罰則規定をもうけ制定している清瀬市を視察する。

清瀬市では駅の再開発が発端となり、市民がまちの美化を目的に「ポイ捨て条例」の制定に要望が挙り、商店街参加型によるパイロット実験を行った後にポイ捨てから前進した「まちを美しくする条例」として制定された。併せて、住民主体となった「まち美化推進会議」が発足し現在に至っているが、まだまだ課題が山積の様だ。

現在は、アドプト制度を活用しプログラムによる清掃活動を行い、87団体1300人余りの参加者となり、不法投棄やポイ捨てが減少した成果もある。今後安来市においても、市民にとって身近な公共空間である道路、公園、水路等の公共施設の美化および保全のため、市民が道路等の里親となって、ボランティアで清掃活動を行うアドプト制度の導入を含めた取り組みによりポイ捨てが減少する活動を行政と一体となって検討が必要と思う。

○佐々木 厚子委員

清瀬市は、平成8年頃より“まちの美化”のために「ポイ捨て条例」の制定について市民の方から要望があったとのこと。その後、「まち美化研究会」とまち美化モデル実験を実施され、「自分たちの商店会どおりは自分たちの手できれいにしよう」等と活動され平成10年に「清瀬市まちを美しくする条例」が施行されました。

自分たちの町は自分たちできれいにするというこの意識が大切であると思います。毎年5月30日を530（ごみゼロ）の日として市民が一同に一斉清掃に取り組んでいるとのこと。まち美化推進協議会も立ち上がり、まちを美しくしていくという気持ちが定着してきているとのこと。また、新たな施策として「清瀬市まち美化プログラム」を実施されたことにより不法投棄やポイ捨てが減少したり、美しい景観及び環境

美化の維持ができているとのことでした。

安来市も、年に一回自治会単位で一斉清掃を市の取り組みとして行ってきました。また、事業所なども進んで清掃活動をされているところもあると伺っています。市民の皆さまのまちを美しくするという意識を持つために「ポイ捨て条例」を制定することはとても意義あることだと思いました。安来市も検討していかなければならないと思います。

○三島 静夫委員

「清瀬市まちを美しくする条例」制定は清瀬駅でのガムのポイ捨てから始まったとのことであったが、ガムをポイ捨てする市民が多いという事に非常に疑問を感じた。ごみ云々以前の問題ではないかと強く感じたが、駅前の商店会等の団体による構成で推進協議会を立ち上げ問題解決に行動を開始され、その後アドプト活動を行われ市民意識を高められた。

5月30日（ごみゼロ・530）前後の日曜日に行われる市民清掃活動のごみ仕分けに市職員が最終チェックをされることは市職員の負担増につながると考えるが、市職員の意識向上には非常に効果があると思った。市民一人一人がゴミや環境美化意識を持つために安来市においても様々な活動がおこなわれているが、それを支える条例の制定も必要であると強く感じた。

○原瀬 清正委員

東京都清瀬市の面積は10.23㎢で本市の約1/40、人口については約2倍の74,000人、市全体の46%が緑地面積となっているため自然の良さと都心までの近さの両方を兼ね備えた居住地として適している自治体である。

今回は平成10年に「清瀬市まちを美しくする条例」を制定された経緯や取組み状況などについてご説明いただいた。制定前の当時の駅周辺は歩道にたばこの吸い殻やガムの吐き捨てが散見されていたこともあり平成8年ごろから市民より制定の要望があったそうで、条例制定の実現と同時期には「清瀬市まち美化推進協議会」が設立され、まち美化意識の向上を狙いとして市民と商店会が町全体の仕組みを自然に協議するようになったとのことだが、活動が駅周辺に偏り市全体に浸透しないことや協議会の事務局主導で自立しないなどの課題にも取組まれながら、新たな美化プログラムも推進された結果、当時と比較するとかなり景観も良くなったようである。

美化活動や景観維持は行政がやることという考え方ではなく、自分たちが住んでいる地域を奇麗にして自分たちの手で住み良い状態にするという発想になれば、こつこつと歩み続けておられる清瀬市のようなまちの変化が現れると思う。本市も年一回6月に清掃活動を行っているが、一人一人がごみなどをポイ捨てしないという意識と地域ぐるみで美化活動に対する一層の意識向上の切っ掛けとして条例の制定も必要ではないかと思った。

○清水 保生委員

清瀬市の人口は約7万4千人、面積は10.23㎢である。

清瀬市まちを美しくする条例の制定について、経緯や現状について説明を受けた。

平成10年3月に「清瀬市まちを美しくする条例」が制定され、同年5月に施行されている。

きっかけは、駅周辺において、ガムの投げ捨てが横行し、ボランティア団体等がヘラなどでその残骸を取り除く作業が大変であったこと等により、それらを何とかしなければならぬとの思いから条例制定の動きが本格化した。

当初は、禁止行為に対しては2万円以下の罰金が科されていたが、平成23年12月には、罰金から2千円以下の過料となり、令和2年10月には受動喫煙条例との整合性により、過料が撤廃されている。

罰金や過料が適用された事例は無いとのことであった。基本的には住民のモラルの問題であり、罰金や過料という担保は必要ないとの判断によるものである。

清瀬市まちを美しくする条例第1条では、条例設置の目的として、空き缶、吸い殻等飼いや犬の糞の散乱の防止並びに歩行中又は自転車等走行中の喫煙の禁止について、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等、吸い殻等の投棄及び飼いや犬の糞の放置並びに歩行中又は自転車等走行中の喫煙の禁止その他の必要な事項を定めることにより、これらの者が一体となって地域の環境美化を推進し、潤いと安らぎのある都市環境の創造に寄与する。とある。

平成10年5月には、清瀬市まち美化推進協議会が設立され、条例制定の周知、チラシやポケットテ灰皿の配布、市内一斉清掃等の活動により、清瀬駅周辺の商店の方々のまち美化意識が向上し、市民と商店会がまち全体の仕組みを自然に協議できる土壌が養われた。

しかしながら、まち美化の主体が清瀬駅周辺に偏っていることや、協議会が事務局主導型で、自立した協議会となっていない等の課題があり、平成12年には、新たな施策清瀬市まち美化プログラムとして、駅周辺以外でもアドプト活動が始まった。

ボランティア実施者・団体を「里親」、道路等旧友スペースを「養子」と位置づけ、定期清掃及び自主管理を徹底していった。

成果として、不法投棄やポイ捨ての減少、美しい景観及び環境美化の維持が図られている。

安来市においては、駅周辺で、ガムやタバコの吸い殻のポイ捨てが頻発したということは特に無かったように思っているが、市民が地元を愛する気持ちがそれなりにあったのではないかと感じている。

また、犬の散歩時の糞の始末も、近年はそれなりにマナーが守られているように思っているが、反面猫については今後飼い主に一層飼い主としての自覚を持ってもらう必要があるように感じている。